



こんにちは。山田花子です。今年もよろしくお願いします。

年の始めですので、今回は、法人の経理の1年間の動きをみてみたいと思います。

(便宜上、1～12月の事業年度(12月決算)と、4～3月の事業年度(3月決算法人)で例示)

3月決算法人の経理作業スケジュール		12月決算法人の経理作業スケジュール	
4月: 決算作業		1月: 決算作業 法定調書および給与支払報告書の提出、償却資産税申告	
5月: 法人税・消費税等申告及び納税 株主総会		源泉所得税、納期の特例採用時に納税	
6月: 労働保険の手続		2月: 法人税・消費税等の申告及び納税 株主総会	
7月: 源泉所得税、納期の特例採用時に納税 社会保険の算定 基礎提出		3月	
8月		4月	
9月		5月	
10月		6月: 労働保険の手続	
11月: 法人税・消費税等予定申告および納税 年末調整準備開始		7月: 源泉所得税、納期の特例採用時に納税 社会保険の算定基礎提出	
12月: 年末調整		8月: 法人税・消費税等の予定申告および納税	
1月: 法定調書および給与支払報告書の提出 償却資産税申告、源泉所得税、納期の特例 採用時に納税		9月	
2月		10月	
3月: 決算準備		11月: 年末調整準備開始	
		12月: 決算準備、年末調整	
月	内容	月	内容
4	5月に行う決算作業(申告・納税・株主総会)等に向けて準備	1	2月に行う決算作業(申告・納税・株主総会)等に向けて準備
5	決算書、法人税等申告書の作成および納税 決算書等の作成は株主総会を経て確定した決算を基に作成する必要があります。		給与や不動産賃料、各種謝金等に関する情報をまとめた法定調書を税務署に提出 全社員に関する給与情報をまとめた給与支払報告書を社員が住む市町村に提出 保有する減価償却資産に関する償却資産申告書を市町村に提出 源泉所得税の納期の特例を採用時は納税が発生 * 常時雇用している社員数が10人未満の場合、半年に一度の納税にまとめることができます。
6	労働保険(労災保険と雇用保険)の保険料を7月10日までに計算、支払		
7	源泉所得税の納期の特例を採用時、納税が発生 * 常時雇用している社員数が10人未満の場合、半年に一度の納税にまとめることができます。 4月～6月に支払った給与を基準に、7月10日まで	2	決算書、法人税等申告書の作成および納税 決算書等の作成は株主総会を経て確定した決算を基に作成する必要があります。
		3	

	に9月分以降の社会保険(健康保険と厚生年金)の計算を行う。	4	
8		5	
9		6	労働保険(労災保険と雇用保険)の保険料を7月10日までに計算し、支払う。
10		7	源泉所得税の納期の特例を採用時、納税が発生 4月～6月に支払った給与を基準に、7月10日までに9月分以降の社会保険(健康保険と厚生年金)の計算を行う。
11	前年度の申告時に利益があり、法人税等が発生していた場合、11月中に前年分実績の半額分、予定納税をする必要があります。	8	前年度の申告時に利益があり、法人税等が発生していた場合、8月中に前年分実績の半額分、予定納税をする必要があります。
12	年末調整の作業を行います。 雇用している社員の給与に対する年間税額を計算	9	
1	給与や不動産賃料、各種謝金等に関する情報をまとめた法定調書を税務署に提出 また全社員に関する給与情報をまとめた給与支払報告書を社員が住む市町村に提出 保有する減価償却資産に関する償却資産申告書を市町村に提出 源泉所得税の納期の特例を採用時、納税が発生	11	
2			
3	年度末ということで、棚卸作業など決算に必要な作業を行う。	12	年度末ということで、棚卸作業など決算に必要な作業を行う。 年末調整の作業を行う。 雇用している社員の給与に対する年間税額を計算

※源泉所得税について

常時雇用している社員が10人以上の場合、給与に対する源泉所得税の納税は毎月必要です。

※固定資産税について

建物や土地といった不動産を所有している場合、4回に分けて固定資産税を納税します。納期は市町村により異なります。

※消費税の予定納税について

消費税の予定納税は、前年度の年間税額により回数が異なります。税額により予定申告なし、1回、3回、11回と設定されています。